（その他の使用基準）

第６条　公正取引協議会は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合は、第４条、前条及び第７条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。

（過大な包装の禁止）

第７条　事業者は、辛子めんたいこ食品について、内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を著しく超えて、その内容量を誤認されるおそれがある過大な容器包装を用いてはならない。ただし、容器包装の用に供するものを販売の主たる対象とする場合は、この限りではない。

（不当表示の禁止）

第８条　事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴～⑸　（略）

⑹　辛子めんたいこ食品について、他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗する表示

⑺　（略）

（公正取引協議会の設置）

第９条　この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。

（公正マーク）

第10条　公正取引協議会会員は、この規約に従い適正な表示をしている辛子めんたいこ食品の容器包装等の見やすい場所に施行規則で定める「公正マーク」を表示することができる。

第11条　（略）

（過大な包装の禁止）

第４条　事業者は、辛子めんたいこ食品について、その内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。

（不当表示の禁止）

第５条　事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴～⑸　（略）

⑹　辛子めんたいこ食品について、他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうする表示

⑺　（略）

（全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会の設置）

第６条　この規約の目的を達成するため、全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

第７条　（略）

（違反に対する調査）

第12条　公正取引協議会は、第３条から第８条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

２　（略）

３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第13条　公正取引協議会は、第３条から第８条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第14条　公正取引協議会は、第12条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

（違反に対する調査）

第８条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

２　（略）

３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第９条　公正取引協議会は、第３条から第５条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第10条　公正取引協議会は、第８条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。